

取組項目 iii	○	3	金融広報生活設計推進費	1,750	0	2,337	長崎県金融広報委員会の一員として、金融機関、市町・関係団体等と連携し、自立・自助を目指した合理的な生活設計の勧めや子どもたちに健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。	【活動指標】	4	2	50%	●事業の成果 ・県警・業界団体との共同キャンペーンを実施し、チラシ1,200枚や啓発物を配布し注意喚起につなげた。コロナ禍の影響もあり、キャンペーン実施回数、チラシ等配布枚数も目標を下回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・キャッシュレス社会に関する講座を実施し、金融教育の推進に寄与した。
				1,750	0	2,296		街頭キャンペーン実施回数(回)	4	2	50%	
				250	0	2,315			4			
			—	消費者教育推進法第5条、第11～第13条				【成果指標】	3,000	1,200	40%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—		消費者	キャンペーンでのチラシ等配布数(枚)	3,000	1,200	
						3000						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消費生活学習会等への講師の派遣	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を71回開催し、5,600人が受講した。 ・講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座44回4,525人、シニア講座14回494人、消費生活学習会10回411人、消費者トラブル防止講演会2回130人、金融教育講座1回40人となっている。 ・具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 ・消費者トラブルの手口は日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>市町、学校、民間事業者等との連携を進めていくとともに、ワークショップやロールプレイング、寸劇等を取り入れた分かりやすく効果的な講座を実施する。</p>
ii	県立高校等における授業支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業支援については県立高校を中心に190回実施し、10,596人が受講した。 ・パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、18歳成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGsなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 ・消費者トラブルは日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、若年者の被害増加も懸念されるため、早い時点での消費者教育に取り組む必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>高校での消費者教育に加えて、中学校等における消費者教育の充実のため、市町教育委員会、学校、市町消費者行政担当部署等との連携をさらに進める。</p>
iii	関係機関と連携した消費者教育の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融セミナー等消費者教育・啓発事業を行う市町(長崎市、南島原市)に対し補助を行った。 ・弁護士会等の協力を得て多重債務問題に関する講座を2回実施した。 ・金融教育は消費者教育の一部であるが、社会に出る前の若年者に対する消費者トラブルや多重債務の未然防止にも欠かさないテーマである。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、司法書士等専門家と連携して消費者教育(金融教育)を継続して実施する。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	消費者教育・啓発事業費	—	②⑤	関係機関・団体と連携しながら、消費者講座や各種啓発活動を継続して実施する。	現状維持
			—				
			食品安全・消費生活課				
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費(学校での消費者教育強化事業分)	—	①③⑤	市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	現状維持
			—				
			食品安全・消費生活課				
取組項目 iii	○	3	金融広報生活設計推進費	本事業は金融広報中央委員会からの助成金を活用して実施してきたが、令和5年度は、助成金の大部分が削減され、市町への助成等を取りやめたため、既存の消費者教育の中で金融経済教育に取り組むほか、長崎県金融広報委員会と連携した金融広報活動も行っていく。	⑥	金融広報中央委員会の後継となる金融経済教育推進機構(仮称)の設立の動向を注視し、県消費生活センターとしての今後の金融経済教育の方向性について検討していく。	縮小
			—				
			食品安全・消費生活課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点